

京都市公営企業における補助金等をもって取得した資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第40号）（交通局企画総務部財務課及び上下水道局総務部経理課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により地方公営企業法の一部が改正され、地方公営企業において毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行うこととされることに伴い、条例により行う資本剰余金の処分について必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市公営企業における補助金等をもって取得した資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分に関する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 40 号

京都市公営企業における補助金等をもって取得した資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分に関する条例

本市の公営企業の業務に関し、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件で、資本剰余金に整理すべきもの（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、補助金等を充てた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことに伴い損失が生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

（交通局企画総務部財務課及び上下水道局総務部経理課）